

ドーピング禁止規程

〔世界ドーピング防止規程、日本ドーピング防止規程〕

第1条 一般社団法人日本肢体不自由者卓球協会(以下「本協会」という)は、世界アンチ・ドーピング機構(以下「WADA」という)が定める世界ドーピング防止規程(以下「WADA 規程」という)、公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構(以下「JADA」という)が定める日本ドーピング防止規程(以下「JADA 規程」といい、「WADA 規程」、「JADA 規程」を総称して以下「WADA 規程等」という)に基づき、ドーピング・コントロールの開始、実施に対する責任を担う。

1. 「WADA 規定等」に基づき、本協会は以下の役割及び責任等を担う。
 - (1) ドーピング防止方針及び規則が、「WADA 規程等」に準拠すること。
 - (2) JADA と協力すること。
 - (3) 「WADA 規程等」に違反した競技者又は競技者支援要員に対し、資格停止期間中、交付金及び助成金の交付の全部又は一部を停止すること。
 - (4) ドーピング防止教育を奨励すること。

〔ドーピング防止規程の適用〕

第2条 本規程は以下の者に対して適用される。

- (1) 本協会
 - (2) 競技者
 - (3) 競技者支援要員
1. 「WADA 規程等」の違反に対しては、制裁措置が適用される。

〔義務〕

第3条 競技者は、以下の義務を負うものとする。

- (1) 適用されるドーピング防止方針及び規則(「WADA 規程等」を含む。以下同じ)を理解し、遵守すること。
 - (2) 検体採取に応ずること。
 - (3) ドーピング防止と関連して、自己が摂取し、使用するものに責任をもつこと。
 - (4) 医師に、禁止物質及び禁止方法を使用してはならないという自己の義務を伝え、自己に施される治療が、「WADA 規程等」に従って採択されたドーピング防止の方針及び規則に違反しないことを確認する責任をもつこと。
3. 競技者支援要員は、以下の義務を負うものとする。

(1) 自らに又は支援する競技者に適用されるドーピング防止方針及び規則を理解し、遵守すること。

(2) 競技者の検査プログラムに協力すること。

(3) 競技者の価値観及び行動に対する自己の影響力を行使しドーピング防止の姿勢を育成すること。

〔検査〕

第4条 本協会は、「WADA 規程等」に従い、ドーピング防止機関(JADA を含む。以下同じ)が行う検査の分析結果を承認する。

〔本規程違反〕

第5条 「WADA 規程等」の違反を犯すことは、本規程に違反する。

1. 「WADA 規程等」の違反を犯したか否かを判断するために、「WADA 規程」及び「JADA 規程」の各第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第6条及び第17条が適用される。

〔ドーピング防止規則違反の承認〕

第6条 本協会は、全てのドーピング防止機関による、ある者が「WADA 規程等」の違反を犯したとの決定を承認し、かつ尊重する。ただし、その認定が「WADA 規程等」に準拠し、関連団体の権限に基づく場合に限る。

〔本協会が課す制裁措置〕

第7条 「WADA 規程等」の違反を犯したと認定された者は、制裁措置の期間、日本代表選手団又はその選考の資格、本協会からの交付金、助成金及び補助金の交付の全部又は一部を受ける資格、並びに、本協会で役職に就く資格を失う。

2. 制裁措置の期間は、「WADA 規程」及び「JADA 規程」の各第10条及び第11条並びに「FIFA 規程」第47条から第50条まで及び第54条に従って決定される。

3. 本協会は、違反が1回目か2回目かを判断するにあたり、いかなるドーピング防止機関によって課された以前の制裁措置をも承認する。

〔懲戒措置手続〕

第8条 「WADA 規程等」の違反が問われる全ての事件は、「WADA 規程等」に準拠して判断され、「WADA 規程等」に従って、認定がなされ、不服申立がなされるものとする。

〔通知〕

第9条 本規程に基づいて制裁措置が課せられた場合には、本協会は課せられた制裁措置の詳細を下記宛に送付する。

(1) 日本パラリンピック委員会

- (2) 「WADA 規程」第 14.1 項及び「JADA 規程」第 14.3 項に基づき通知を受ける権利を有する者
- (3) JADA
- (4) 本協会が通知を必要とするその他の者

〔不服申立て〕

第 10 条 不服申立てについては、「JADA 規程」第 13 条の規定に従うものとする。

〔ドーピング防止規則違反の審査〕

第 11 条 「WADA 規程等」の違反を犯したとして記録された者が後日、「WADA 規程等」の違反を犯していないことが判明した場合、又はその他の誤りがスポーツ仲 裁裁判所、一般財団法人日本スポーツ仲裁機構又はドーピング防止機関により明らかになった場合、本協会は「WADA 規程等」の違反及びその「WADA 規程等」の違反の結果として課せられた制裁措置を取り消すものとし、本規程第 9 条 により制裁措置が課された旨を通知された全ての者に対し、そのことを報告するものとする。

〔解釈〕

第 12 条 本規程は、「WADA 規程等」に従い解釈されるものとする。

〔改正〕

第 13 条 本規程の改正は、理事会の議決を経て、これを行う。

〔施行〕

第 14 条 本規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。